

二、戶籍謄本若クハ抄本

三、小學校令施行規則第百四條ニ該當セザル旨ヲ記載シタル本籍市町村長ノ証明書

第六條 試験檢定ハ毎年春秋二回之ヲ施行ス但シ必要ニ依リ臨時ニ施行スルコトアルベシ

試験ノ種類期日並試験場ハ其都度豫メ告示ス

第七條 檢定ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ依リ檢定手数料ヲ納ムベシ

小學校本科正教員 金 壹 圓

小學校准教員 金七拾錢

小學校專科正教員 金六拾錢

尋常小學校本科正教員 金七拾錢

尋常小學校准教員 金五拾錢

前項既納ノ檢定手数料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還附セス

第八條 小學校教員免許狀ヲ有スルモノニシテ其族籍氏名等ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シ書替若クハ

再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金參拾錢ヲ納ムヘシ

第九條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セザルモ某科目ノ成績佳良ナルトキハ証明書ヲ授與ス

第十條 教員免許狀及佳良証明書々式ヲ定ムルコト左ノ如シ

師範學校卒業生ニ與フルモノ

小學校教員免許狀

族 籍

氏

名

卒業生

何師範學校(何範學校簡易科)
(何師範學校)(何師範學校何々)
(講習科)(專科講習科)

年月日生

右ハ新潟縣管内ニ於テ(尋常)小學校本科(專科)正(准)教員タルコトヲ免許ス

年 月 日

新 潟 縣

第 號

師範學校卒業生ニアラザル者ニ與フルモノ

小學校教員免許狀

族 籍

附四

何 學 科 氏 名 年 月 日 生

右ハ前記ノ學科ニ就キ(無)試驗檢定シ新潟縣管内ニ就キ(尋常)小學校(本科)專科
正(准)教員タルコトヲ免許ス

年 月 日 新 潟 縣

第 號

成績住良証明書

(試驗場名)第 號

証 明 書

(尋常)小學校(本科)正(准)教員受験者

何 學 科 氏 名

明治何年何月施行シタル小學校教員試驗檢定成績中前記ノ科目ヲ佳良ト認ム

年 月 日 新 潟 縣 國

第一號式

教員檢定願

本籍何府縣何郡(市)何町(村)第何番地(戸)
住所何府縣何郡(市)何町(村)第何番地(戸)
戸主又ハ誰長次男(女)弟妹等
何府縣華士族平民

小學校本科正教員 小學校准教員 氏 名

小學校何々專科正教員 尋常小學校本科正教員 年 月 日 生

尋常小學校准教員

受験地何々(試驗檢定出願者ニ限ル)
私儀頭書ノ教員志願ニ候間試驗檢定(無試驗檢定)相受ケ度此段相願候也

月 日 右 氏 名 印

新 潟 縣 知 事 氏 名 殿

第二號書式

附五

履 歴 書 (氏名ニ假名ヲ附スベシ)

氏 名

年 月 日 生

附六

學 業

- 一年月日何々學科佳良証明書ヲ受ク(有効期限内ノモノニ限ル)(証明書寫別紙ノ通り)
- 一年月日何々學校ニ入學年月日何科卒業(證書寫別紙ノ通)
- 一年月日何々ニ依リ何免許狀ヲ受ク(免許狀寫前紙ノ通)

業 務

- 一年月日何職拜命或ハ何業ニ從事現今何々從事

賞 罰

- 一年月日何所ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

右之通相違無之候也

右

年 月 日

氏 名 印

受験者の心得

諸君は豫て御承知のことであると思ひますが小學校教員檢定試験を御受けなされるに付て少しく御注意を申述べやうと思ひます

イ 試験願書に關する注意

第一、試験願書の提出 コノ試験願書の提出に就きては一定の書式が制定されてあるから其の式の通り書いて出せばよろしいのであるが其願書に受験地の記載の無いものが多く爲めに受験者は新潟で受験するのであるか又は長岡か將た高田か佐渡か一定しない様に見られる

第二、試験願書に添付すべき書類 コノ願書に付屬する書類は小學校教員檢定細則第五條に明記してある書類のことであるが戸籍抄本若くは謄本を添付しないとか又身分証明書即ち小學校令施行規則第四百四條に該當せざる旨の本籍市町村長の証明書を添付しないとか一方は添付してあつても一方が欠けてあるとか第五條の要件を具備しない願書が多い様であります必ず添付を要する次第です

第三、檢定手数料 コノ手数料は小學校教員檢定細則第七條に規定されてあるが其志願する種類によりて檢定手数料の差異ありで一様でないがコノ手数料は必ず現金若くは郵便爲替券にて規定の手数を納付すべき筈であるのにトコロが手数料として郵便切手や収入印紙や杯を貼付して甚しきに至つては消印迄なして差出す者もありムザク其金額に該當する収入印紙を損する様な馬鹿げなことがあります

附七

す故に檢定手数料は特に注意して現金又は郵便爲替にて納付するが宜しかろふと思ます稀には手数料を添付しないもの又過不足のあるものもありますが必ず規定の手料を納むべきです

第四、試験種目

即ち教員志願種類の記載がないものもある檢定手数料は五十銭なり七十銭なりで略ば受験者の意思の推測は出来る様なものと不明瞭と云はねばならぬ

其都度當局者の手数料は容易でないから特に注意を申上ぐ

ロ、試験場に於ける注意

第一、精神上の注意

心を初げ氣を平かにして小心以て理義を考へ放膽以下筆を下すべしだ傳習録の一節に曰く「若し期すること必得に在て自ら窘辱すれば則ち大に惑ふ場に入る日に切に得失を以て胸中に横在すること勿れ云々」場中文を作る先づ大に心目を開て題意の大概を見得し了々として即ち放膽筆を下すべし縦ひ出處に味くも詞氣亦條暢せん今人場に入りて志氣局位して舒展せるものは是れ失得の念之か病を爲すに有り」と若し夫れ試験場に入て直ちに試験の結果を豫想し戰々競々としこれに臨まば疑懼之に乗じて衷心恟々たり、題意之を求むるに難く理義之を明かにする能はざるべく其の筆端窘束して遂に簡潔明快の意を下す能はざるや必せり、故に試験場に入らば先づ欲心を去るべし欲心既に去らば心自ら温かに氣亦靜なるべく小心以て理義を考へ放膽以て筆を下すを得べしと思ふ

第二、問題の解義答案の作成の心得

- 一、問題の意義を明かにすること
- 二、然れども餘りに深く考へ過ぐべからず要は唯問題の聞かんと欲する所の眼目を發見するに勗むべし
- 三、第一問題の聞かんと欲する所の眼目を發見したる後ち次に如何なる範圍に於て之か答案を作るべきかを決すべし
- 四、之に付數個の疑問あるときは先づ何れの學說を採るべきかを決すべし
- 五、次に右に次定したる斷案を作るに付ては前提を如何に置くべきか如何なる立言より始むべきかを考ふべしこのことに付ては問題の眼目と及び之に答ふべき範圍と及其斷案となるべき學說又は適用せらるる原則との關係を考へ以て之が結構順次を整ふべし
- 六、答案は問題の眼目に對して決定したる範圍外に涉らざる様最も注意し可成簡明平易の文辭を爲すことを勗むべし
- 七、簡明平易の文辭を尊ぶと同時に成可く全体の分類を明確にすべく決して書き流しにすべからず分類明確なれば文辭も亦自ら簡明平易たるを得べく試験委員の氣にも入るなり
- 八、前に述べたる所により答案の範圍、斷案前提結構順序を定めたるときは後に至りて幾多の疑惑を生ずるも決して其意を動かし其筆を亂すべからず
- 九、論旨文章必ず明白なるべし假令自ら疑ひを置くことありとするも決して胡魔化したる筆法を用ふべ

からず

十、以上の方針を以て筆を下せば其の受験者の學識の限りは必ず完全なる答案を作るを得べし而して之を爲すには成可く草稿を作るを便とするも短時間に於て殊に複雑なる問題に於ては之を望むべからざるが故に唯極めて主要となるべき點を順序よく掲げ置き之を参照して以て答案を作るを便

とす

以上

著者申す

著作權



明治三十九年九月一日印刷
全 年 九月十日發行

定價三十五錢
郵稅金四錢

發著 行作 人兼 柳 澤 嘉
新潟市南横堀町九番戶



印刷 人 澁 谷 喜 平
新潟市古町通七番町四十三番戶

印刷 所 新潟新聞社活版部
新潟市醫學校町通一番町五十二番戶

新潟市南横堀町九番戶

發行所

末廣堂

販賣店各地書林

新編 支那の歴史 全十巻 第三巻 第三十号

發行所

未廣堂

新潟市南橋通九番戸

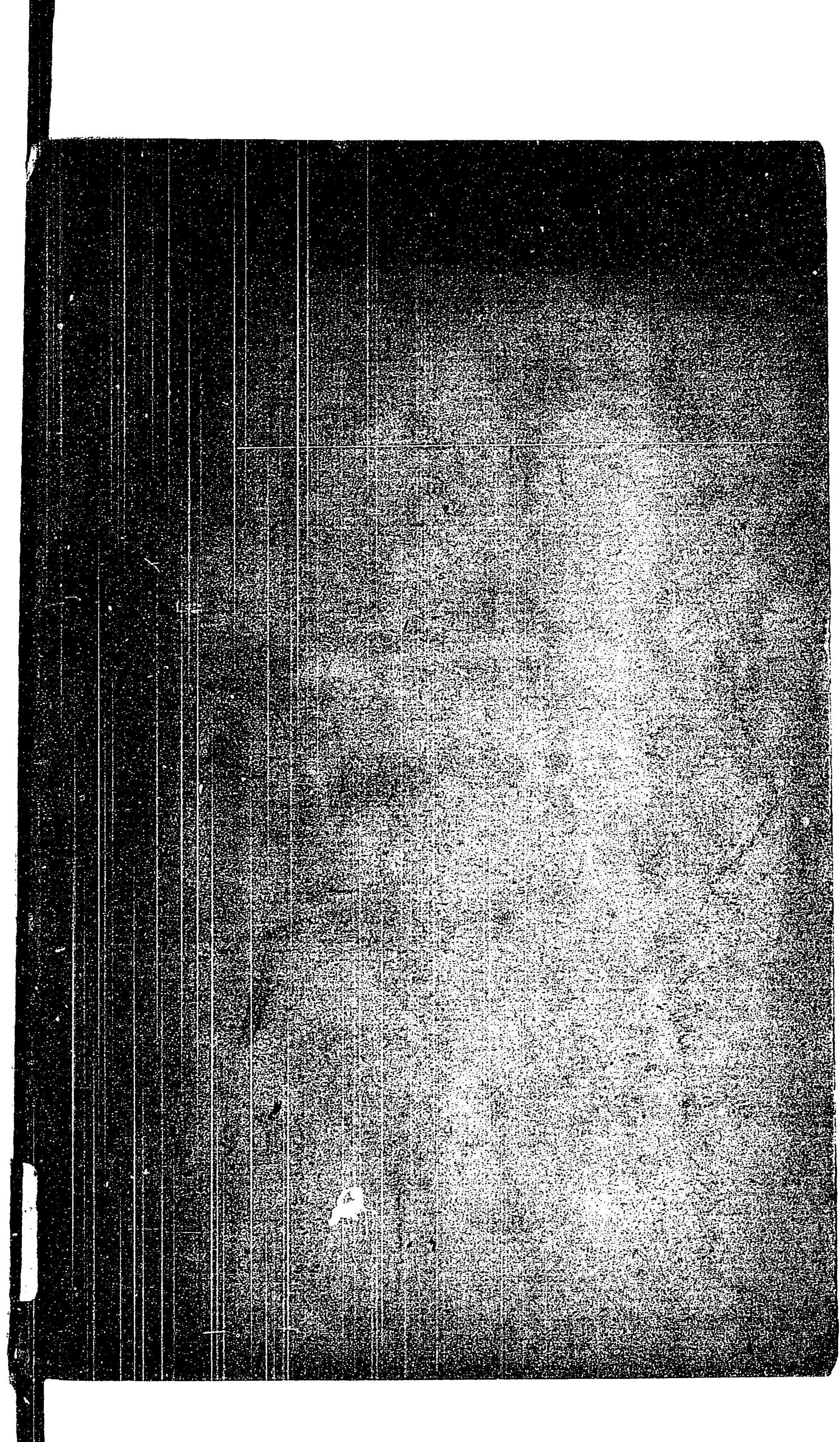
支那の満洲

定價 金拾圓
郵費 金四圓

支那の歴史 全十巻 第三巻 第三十号

支那の歴史 全十巻 第三巻 第三十号





049904-000-4

特23-910

新潟県小学校教員検定試験問題答案集

柳沢 嘉徳 / 著

M39

BEM-0650



251
606

特
9